

第 9 回

大野郡 5 町 2 村 合併 協議 会

会 議 録

第 9 回大野郡 5 町 2 村合併協議会議事録

開催日時	平成16年2月12日(木)午後1時30分 ~ 午後2時48分
開催場所	朝地町公民館ホール
出席者	別紙
経過報告 議 事	<p>(経過報告) 議案第18号 大野郡5町2村合併協議会事務局規程の一部改正について</p> <p>協議事項 <継続協議> 協議第13号 財産の取扱いについて 「協定項目第5号」</p> <p>提 案 協議第28号 広報・広聴事業の取扱いについて(その1) 「協定項目第28-1号」 協議第29号 障害者福祉事業の取扱いについて 「協定項目第31号」 協議第30号 健康づくり事業の取扱いについて 「協定項目第39号」 協議第31号 上下水道事業の取扱いについて(その1) 「協定項目第45-1号」</p> <p>その他 第9回以降大野郡5町2村合併協議会の日程について</p>
議 長	大野郡5町2村合併協議会 会長 芦 刈 幸 雄

会 議 次 第

1．開会あいさつ

2．会長あいさつ

3．開催地町村長あいさつ

4．経過報告

5．議事録署名人の指名について

() ()

6．議事

議案

議案第 18 号 大野郡 5 町 2 村合併協議会事務局規程の一部改正について

協 議

< 継続協議 >

協議第 13 号 財産の取扱いについて

「協定項目第 5 号」

提 案

協議第 28 号 広報・広聴事業の取扱いについて（その 1） 「協定項目第 28 - 1 号」

協議第 29 号 障害者福祉事業の取扱いについて 「協定項目第 31 号」

協議第 30 号 健康づくり事業の取扱いについて 「協定項目第 39 号」

協議第 31 号 上下水道事業の取扱いについて（その 1） 「協定項目第 45-1 号」

その他

今後のスケジュールについて

7．閉会あいさつ

第9回大野郡5町2村合併協議会出席者名簿（平成16年2月12日開催）

町村名	職名	氏名	備考
三重町	三重町長	芦刈幸雄	会長
	三重町議会議長	生野照雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小野幸義	
清川村	清川村長	森健一	監事
	清川村議会議長	江藤秀明	
	清川村新市まちづくり委員長	衛藤康晴	
緒方町	緒方町長	山中博	副会長
	緒方町議会議長	伊藤憲義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大塚尊俊	
朝地町	朝地町長	羽田野昭太郎	
	朝地町議会議長	浅野益美	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森憲一	
大野町	大野町長	佐伯和光	
	大野町議会議長	清田満作	監事
	大野町新市まちづくり委員会委員長	城井学	
千歳村	千歳村長	阿南宏	
	千歳村議会議長	高野健治	副会長
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮成三生	
犬飼町	犬飼町長	山村昭三	
	犬飼町議会議長代理	白石良安	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐藤忠憲	
大分県	大野地方振興局長	林満男	
事務局	局長	赤嶺信武	
	次長	倉原浩志	
		田北厚生	総務班
		江藤喜啓	企画部会
		和田裕之	産業部会
	局員	佐保正幸	総務部会
		後藤将彰	
		清水康士	企画部会
		隈田原勇次	建設部会
		内田健児	民生部会
		関谷隆一	
		池永善博	
		佐藤浩	文教部会
首藤英治	総務班		

第9回大野郡5町2村合併協議会
(朝地町公民館 H.16.2.12 午後1時30分~2時48分)

司会(赤嶺事務局長)

携帯電話はマナーモードか電源を切るかに設定していただくようにご協力をお願いいたします。もう一点は、傍聴受付の際にお渡ししました注意書を遵守していただき、傍聴席からのやじや発言は厳に慎んでいただき、会議の円滑な進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

開会前ではありますが、ここで2月2日付けで事務局職員の異動がございましたのでご紹介を申し上げ、一言ごあいさつをしたいと思います。千歳村から池永善博さんが派遣をされておりますのでご紹介し、ごあいさつを申し上げます。

池永事務局長

皆さん、こんにちは。2月1日の人事異動によりまして、千歳村役場より合併協議会民生部会のほうに派遣されました池永善博と申します。合併まであと1年2カ月足らなくなりましたが、大変忙しい時期でありますし、皆さん方のご指導、先輩方の指導により最後まで務め上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

司会(赤嶺事務局長)

それでは会議を進めたいと思います。まず開会あいさつを副会長であります緒方町長山中町長、よろしくお願いいたします。

山中町長

こんにちは。今日は春のような天気になりましたけども、いよいよ年度末に際して忙しい中お集まりをいただきまして、大変ありがたく感謝を申し上げます。それではただ今から第9回大野郡5町2村の合併協議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

司会(赤嶺事務局長)

ありがとうございます。続きまして会長よりごあいさつを申し上げます。

芦刈会長

はい、皆さん、こんにちは。本日は第9回の大野郡5町2村合併協議会を開催ご案内申し上げましたところ、委員の皆様方には年度末を控えまして、大変ご多用な中にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、議事といたしまして議案1件、それから協議でございますが、継続協議となっております協議第13号の財産の取扱いについて、それから新規提案といたしまして4項目の提案についてご説明を申し上げますが、どうかよろしくお願いいたします。開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

司会(赤嶺事務局長)

ありがとうございます。続きまして本日の開催地であります朝地町の皆様には大変お世話になっております。ここで開催地町村長のごあいさつをいただきたいと思います。

羽田野朝地町長

はい、この席からごあいさつを申し上げたいと思います。合併協の協議も今日で9回を迎えるわけではありますが、清川、緒方に続きまして今回の協議会は我が朝地町ということになります。

5町2村の合併ということとなりますと、5町2村の関係の住民の方々には共通の1つの課題だろうというふうに思います。その共通の課題がどういうふうに議論をされているかということについては、各町村を回ることによって理解を深めていただこうという趣旨だろうと思いますし、今日も朝地町からは数名の朝地町民もみえております。

そういう意味では自負を得たひとつの会議だろうと思っております。どうか素晴らしい議論をされる中で、素晴らしい5町2村の合併に向けての議論がされますことを心からご祈念申し上げましてあいさつに代えさせていただきますと思います。

よろしく願いいたします。

司会（赤嶺事務局長）

ありがとうございました。

続きまして経過の報告をいたしたいと思っております。資料1の1ページをご覧くださいと思っておりますが、前回1月29日緒方町におきまして、第8回の協議会を開催しております。

議案4件、そして継続協議となっていました財産の取扱いについては、この時も継続ということの取扱いであります。

協議第18号、協議第25号、26号、27号につきましては、提案通り承認をいただいております。

1月31日ではありますが、第2回の議会議員定数等検討小委員会を行っております。2月2日に辞令交付式、そして2月2日、3日にかけて、各町村まちづくり委員さんを中心としました先進地視察研修を山口県周南市のほうに出向いて行っております。大変有意義な研修であったという声を聞いております。どうもお疲れさまであります。

2月4日ではありますが、町村長連絡会を行っております。2月6日第8回の幹事会、そして2月9日に町村長連絡会を行っております。

続きまして2ページではありますが、2月10日各作業部会を経まして、2月12日の本日の協議会というふうな経過であります。経過報告につきまして以上であります。

それでは本日の協議会は、規約第10条第1項により会議が成立をしていることを報告をいたしまして、5項目以降のことにつきましては、規約で会長が議長ということでありますので、会長よろしく願います。

芦刈会長

はい、規約によりまして暫時、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願います。

それでは議事録署名人の指名についてではありますが、三重町議会議長の生野照雄議員さん、それから千歳村の新市まちづくり委員会委員長の宮成三生委員さんをお願いをいたします。どうぞよろしく願います。

それでは早速でございますが、議事に入らせていただきます。議案といたしまして議案第18号大野郡5町2村合併協議会事務局規程の一部改正について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（総務班田北）

総務班の田北といたします。どうぞよろしく願います。

資料1の3ページ目をお開けください。議案第18号大野郡5町2村合併協議会事務局規程の一部改正についての案です。別表第1を別紙のように改めるということで4ページに載せております。これは先ほど開会前に局長から紹介のありました千歳村の合併事務局派遣人事異動に伴い、4ページに載せております。そこに、池永吉弘さんの名前を記入する改正案です。以上です。すみません。附則によってこの規程は、議決のあった日から施行し、平成16年2月1日から適用する。以上です。

芦刈会長

はい、ただ今、議案といたしまして説明を申し上げました。事務局規程の一部改正について事務局のほうから説明がありましたが、何か質問、意見等がございますでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして協議といたしまして継続協議となっております、協議第13号財産の取扱いについて、を議題といたします。このことにつきましては、前回の協議会で基金の取扱いにつきましては、数値目標を設定するということになりまして、そのことを町村長で協議をするということになっておりましたので、町村長連絡会の経過につきまして私のほうからご報告を申し上げます。

1月29日の協議会におきまして、数値目標を設定するということにつきまして承認をいただきましたので、2月4日それから2月9日に町村長会議を開催をいたしまして、各町村の基金の持ち寄り額につきましては、平成15年度の標準財政規模の20%以上を持ち寄ることを目標といたしまして、三重町以外の町村につきましては承認をされていますが、三重町議会につきましては非常に厳しい財政推計を考慮し、合併後の財政運営を健全に施行するための方策を収めるために、もう少し協議が必要との判断から継続としたい旨の結論であります。そのことにつきまして三重町の議会議長より説明をお願いいたします。

三重町議会議長

こんにちは。継続協議となっている財産の取扱いについて、三重町議会特別委員会は検討をされた結果、今回も継続協議とさせていただきたいと思っております。この財産の取扱いについては三重町の意見を取り入れていただき数値目標を定める確認をいただきましたことに対しまして、関係者にたびたび感謝申し上げますところでございます。

さて、このたび最終的に継続協議という結論になりましたのは、新市の財政運営について各町村が現在計画している事業を抑制しない限り、提案された標準財政規模の20%という基金の持ち寄り額では、安定的な新市の財政運営が困難だと考えるからであります。

関係町村の標準財政規模の合計額は平成15年で140億6,000万円であり、この20%は28億円程度であり、公表されている財政推計の基金残額の48億円には遠く及ばない数字になっております。

また公表されている財政推計は、その前提条件で歳入のうち地方税及び地方交付税については、現状より大変甘い推測がされています。この甘い見込みを前提としても平成19年度には、財政破綻をきたす町村があることは、皆さんご存知の通りでなかろうかと思っております。

そして関係町村が合併しただけでも、平成21年度には財政破綻をきたす状況ではなかろうかと思っております。ましてや最近の国の三位一体の改革により、地方交付税大幅の削減や地方税の伸び悩みを考えると、今の段階から関係町村が事業を自粛しなければ、健全な財政運営は平成17年度までしかできないのではないかと三重町のほうでは認識しております。平成17年度は合併したその年のことであります。

もちろん、合併することによって特別職の報酬が減ることや一般職の削減等が考えられますが、即効性があるのは特別職の約2億5千万、議員を仮に定数26とさせた場合には約2億5千万で、合わせましても5億円程度が減るぐらいのことです。急激な歳出の減額は恐らく考えられないのではなかろうかと思っております。

従って、三重町としては今の段階から新規事業を見直し、歳出の抑制を行う必要性が高いと考えております。このような考えの中で関係町村の平成16年度に実施する事業が明らかになり、そのことを前提条件に加えて合併後最低でも5年間は健全な財政運営ができるのかについて推測し、新市の財政運営を関係町村の皆様と真摯に議論する中で、この財産

の取扱いについて答えを出していくことが最良と判断しております。町村合併は行財政基盤の確立を大きな目的としています。このためにも合併直後に財政破綻をしないように、関係町村の皆様と一緒に検討を続けてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、ただ今三重町議会生野議長さんより経過の説明がございましたが、このことにつきまして意見等をいただきたいと思います。

羽田野委員（朝地町長）

結局、今の議論はあれでしょう。町村長連絡会で20%持ち寄るということについてどうかという議論でしょ。それとも今、その三重町さんが言われたことに対する議論ですか。

芦刈会長

はい、三重町から報告をされたことについての意見等がありましたらお受けをしたいと思います。はい、どうぞ。

羽田野委員（朝地町長）

朝地の羽田野であります。当然やっぱり合併してもですね、健全財政ということはもちろんでありますし、今回の合併の一つの大きな目的というのは、やはり非常に厳しくなったということの中で、スケールメリットを活かした中で合併というのは持たせないかんといいこと、それと同時に人件費を削減と。人件費を削減というのは基本的に今言いましたように、特別職でありますとか、あるいは職員の削減ということにつながってくるのであろうと思っておりますが、そういうことを元でやはり健全財政ということで心がけてもらうということは当然であるというふうに私も思います。

ただ、今後大きな議論となってくるのは、20%といいますが28億だからどうのこうのという話もありましたが、それも含めてですね、やはりそれじゃあいくらあればいいかということについての財政推計というのは、また改めてピシャとしたものを出さなくてはいいかというふうに思います。今の財政推計というのはあくまでも現状としての財政推計でありますから、そのままの状況で事業していけば当然それはもう厳しい状況になると、これは分かりきったことでありますから、当然今後の事業をどうするかということが今後大きな課題となってくるというふうに思います。そうしますと、私どもとしてはやはり各町村ともお互いにマイナスになるような、赤字になるような予算では出せないというふうに私は理解いたしておりますし、信頼いたしております。

従って今後ですね、合併の再開を機にお互いに申し合わせをしましたように、共存共栄と互譲精神ということの中でお互い信頼関係を構築しながら、そういう事業についてもお互いやっぱり新しい市に受けた時にはこういう事業どうかということについてはそこで相当議論をしていく中で、それこそ町村が対応していくというのは当たり前のことであるというふうに思っております。

そういう意味で、共存共栄と互譲の精神の中でお互い信頼と信義を持って16年度の予算を立てながら、新しい事業を構築していくということについて、私どもやぶさかではありませんので、そういう方向でお互いを確認して信頼関係を持って、今後この問題については対応していけばいいのではないかとこのように思っております。以上です。

芦刈会長

はい、町長さん先ほどおっしゃられました総合的なその他の意見でもありますか？他にございませんでしょうか。それでは順に清川さんからはありませんか。はい。

森委員（清川村長）

はい、清川でありますけれども、今、朝地の町長が言われたことが私どもすべてであるというふうに思います。

三重の議長さん言われたことについても十分考慮して、新市の17年度予算を含まなければならぬことですから、17年度にどれだけの事業をするのかということからも協議を進めていかなりませんし、そのためにはどれだけのお金がいるのか、そのお金を作るためどうするのかと。あるいはそれだけ金が集まらん場合には事業を落とすとか、そういうことは当然だろうと思います。

ですから、そういう議論はですね、やっぱり今日の20%の問題はですね、協議会の一番当初の時期に決めております満場一致の線で決めて進めていくという協議会の約束ですね。そういうことがありますから三重町から今日のこのことについては保留、次回までには伸ばすことについては、これは満場一致ではありませんから、このような了解をしなければならないと私はそう思います。

ただ先ほどから言っていますように5町2村が、ですね、今日お見えになりまして本当に5町2村が新市を作るんだという気持ちをね、やっぱり確認、確認していかんと。いろんな意見が出てきて、何か単独の自分の町のことだけになるような気がしてなりませんから、そこを私は再確認の意味でやっぱり一緒になってやるんだということを忘れないでほしいというようなことをもう一度言いたいと思っております。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。緒方町。

山中副会長（緒方町長）

緒方町であります。先般の町村長連絡会以降町長としては20%ということによって了解ということになります。これは当然20%でこれだけあればいいという理解をしておりません。

その他の基金もできるだけですね、抑制をして持ち寄るといふふうに認識しておりますので、その意識で我々16年度の予算編成をしておるといふことです。以上です。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。先ほど朝地町長さんから意見が出されましたけども、ご意見ございませんでしょうか。はい、それでは大野町さんから何かご意見がございますでしょうか。

佐伯委員（大野町長）

基本的には同じでございますけども、この前20%というふうな案が出てありますけども、各町村でなお協議が必要だということであれば、継続していくということについて異議はございません。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。続きまして千歳村さんからは。

阿南委員（千歳村長）

千歳であります。当初標準財政規模の持ち寄り金額を最低でもパーセント決めて持ち寄ったらどうかということをお私、申し上げたわけですが、協議に協議を重ねた結果、20%にしようということを一応線を見たわけがあります。

その20%ということで、それぞれの町村が16年度事業が私はかなり抑えて成果があっ

たというように評価をしておりますし、なお私どもも、もう 15 年また 16 年の新規予算継続につきましても、かなり抑えるものを抑えてできるだけ持ち寄ろうということで試算をしておりますし、先ほども話がありましたが、標準財政規模の 20%ということになりますと、大野郡では 29 億ということになるわけですが、相対的には私どもの村でも切り詰めるだけ切り詰めて、持ち寄るものは約その倍ぐらいですね、持ち寄ろうというようなことで試算をしておるわけでありますから、これは実際計算してみますと、私は 5 町 2 村で切り詰めれば 40 億に近いぐらいの資産の持ち寄りができるのではなからうか。先ほどから出ておりましたように、やはり互譲の精神で持ち寄るものは極力絞って持ち寄るということで合併しようというような視点に持っていったらありがたいと思います。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。続きまして犬飼町。

山村委員（犬飼町長）

大体原則的には皆さんの意見と変わったことがございませんが、やはりパーセントが決まったからそれに合わせるのではなくて、できる限り持ち寄る、そういうことがひとつの原則であると思います。

先般大野郡町村会で研修させていただいた先進地のパーセントは低かったのですが、持ち寄った基金はそれ以上であったというようなことでございます。お互いに合併をするんだ、という原則に立って審議をしていただいて、そして意見の統一をしていただきたい。これがお願いでございます。以上です。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。その他、意見がございませんでしょうか。

生野委員（三重町議会議長）

各町村とも基金につきましては、20%以上切り詰めて合併時に新市に持ち寄るというふうな言葉を聞いたわけでございます。16 年度の各町村の事業等見ましてもやはり 100 以上を越す事業、計画されております。本当に周辺町村の方々やはり地域を整備していかなければならないということは十分分かっております。私どもの三重町においては民間の活力というものが相当影響しております。

住宅団地等も民間が造成し、そして販売しておりますし、さらにまた道路一本できれば大型店等が進出いたしまして、商業設備もできております。恵まれておる。各町村とも大変なことは十分分かっておりますし、その中でも、三重町が平成 3 年ぐらいの時はちょうど世帯数でも 5,000 ちょっとくらい、今は 7,200 を超しております。それだけやはり大野郡の各地から三重町に移り住んでおるということになり、核家族化になった関係でなからうかと思っております。

そのような中で、大変各町村とも非常に地域振興に苦慮されておることは分かりますけれども、やはり合併前の 16 年度にはやはり事業等見直していただきまして、ぜひ健全に歩ける新市を創造していただきたいなあと思っております。

皆さん方のご努力に対しても敬意を表しまして、また三重町といたしましても、互譲の精神でこの合併はしなければならないことも深く分かっておるわけでございますので、できるだけ多くの基金を持ち寄れるようにご努力の方もお願いしたいと思っております。

芦刈会長

はい、その他ございませんでしょうか。

生野委員（三重町議会議長）

それと基金 20%、各町村とも 20%以上というようなことが言われています。町村長連絡会、やはりそれぞれの町村長さん、各自治体の最高責任者が決めた数値に対して、三重町が今、クレームつけておりますけども、これについては私ども特別委員長と努力して、叶うようにしてまいりたいと思っております。

芦刈会長

はい、ご意見ございませんでしょうか。はい、それでは今、三重町を代表して議長のほうから報告を申し上げ、継続協議にさせていただきたいということをお願いしました。

継続協議ということでご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

芦刈会長

はい、それでは継続協議ということにしまして賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、挙手満場であります。

この協議第 13 号財産の取扱いにつきましては継続協議とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは新規提案の説明に入らせていただきます。協議第 28 号広報・広聴事業の取扱い（その 1）を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局（企画専門部会江藤）

こんにちは。企画専門部会担当の江藤でございます。

それでは、私のほうから協議第 28 号、協定項目第 28 号 1 号広報・広聴事業の取扱いに（その 1）についてご説明申し上げたいというふうに思います。

なお広報・広聴事業の取扱いにつきましては中項目といたしまして広報事業の取扱い、そして、広聴事業の取扱い。3 つ目に地域情報通信事業の取扱いという 3 本立てでございますけども、本日はその 1 で広報及び広聴事業につきましてご提案申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

A 3 資料の 1 ページ目をお開きいただきたいと思います。

まず中項目広報事業の取扱いでございます。この広報事業の取扱いにつきましては、町村の広報紙そして各町村で何年に一度か作成しております町村勢要覧、そして公民館だより、その他の広報紙、そして行政資料としまして、ここでは三重町または朝地町の町民便利帳がございます。そしてその他の広報手段ということでホームページ、防災無線、あと電光掲示板、緒方町のオフトーク、そして大野町のCATV等ございます。

こうしたその他の広報手段につきましては、後日（その 2）としまして情報通信事業の取扱いでまた再度ご提案させていただきたいというふうに思います。

こういった広報関係でございます、2 ページ目が広聴事業でございます。現在、行政座談会、町村政座談会、住民座談会といろいろな呼び方がございますけども、大体ほぼ 5 町 2 村の中で行われておることでございますし、行政相談につきまして現在清川村と緒方町のほうで村長さん、町長さん代表で実施をされております。なおこれにつきましては、例えば法務局の人権相談等につきまして他のいわゆる町村の実施主体でないものにつきましては、ここに掲載をしておりますのでよろしく申し上げます。

そして 3 番目に意見箱設置でございますけども、現在、大野町さん、千歳村さん、犬飼町さんのほうでここに記載した場所に置きまして意見箱を行っておることでございます。

ます。

そしてかつてモニター制度をですね、昭和 50 年代から 60 年代までの間、結構各町村ございましたけども、現在、緒方町さんのほうで町政モニターという制度が残っておるといようなことでございます。

こういったことが広聴事業でございますして、3 ページ目をお開きいただきたいと思いますが、先進事例としまして、左のほうに全国的な先進事例を載せております。そして右のほうに、大分県内の先進事例というように載せておるところでございます。大体協定の中で、新市で扱う部分については、広報紙の発行回数でございます。全国的には 1 回ですけども、大分県の先進事例の中で佐伯が月に 2 回、そして日田が月に 2 回ということになっております。あと広報の関係ではお知らせをどうするかということと、その広報の配布方法についてどうするのかといったことが財政調整方針の中で書かれておることでございます。

あと広聴事業につきましては、行政相談をどうするのかといったこともここで書かれております。

あと防災無線等々ございますけども、これにつきましては先ほどお話ししました(その 2)のほうでご提案したいというふうなことでございます。

そして 5 町 2 村としての広報・広聴の取扱いについての基本的な考え方を 3 ページの左上隅に掲載をさせていただいておるわけですけども、新市において情報公開を徹底し、開かれた行政運営を推進するためには広報・広聴活動を充実することが求められています。そのために広報紙はもとより、公民館だより等の各種機関紙、電光掲示版、有線・無線放送等の内容と提供媒体の充実・整備を図るとともに、住民座談会、市政意見箱の設置等より多くの市民の声が市政に反映できるように努めていかなければなりません。

こういった基本方針を専門部会、幹事会等でご確認いただきながら、広報・広聴事業の取扱いに関します具体的な調整方針としまして、また 1 ページにお戻りいただきたいと思っておりますけども、広報紙の関係につきましては下の幹事会案のほうをご覧いただきたいと思っております。

広報紙は月 1 回発行する。発行日、配布方法については合併時に統一する。2 番目、その他の広報資料は新市において調整する。といったことで、広報事業の調整方針の確認でございます。

あとでご協議いただきたいと思っております。

そして広聴事業につきましては、2 ページ目の右にございますように、行政座談会、行政相談、意見箱等については新市において調整する。といったことでご提案申し上げますので、それぞれ町づくり委員会のほうでのご協議をお願い申し上げたいと思っております。以上で提案を終わります。

芦刈会長

はい、協議第 28 号広報・広聴事業の取扱い(その 1)につきまして、今事務局のほうから説明を申し上げましたが、あと 28、29、30、31 の協議につきましては次回の協議会の中でご協議いただくこととなりますが、今説明をいたしました内容につきまして質問等がございましたらお受けをしたいと思っておりますが、よろございますか。はい、ありがとうございます。

続きまして協議第 29 号障害者福祉事業の取扱いについて事務局のほうから説明を申し上げます。

事務局(民生部会関谷)

障害者福祉事業の取扱いについて、を民生部会の関谷のほうから提案させていただきます。

協議第 29 号協定項目第 31 号障害者福祉事業の取扱いについてであります。

まず中項目は障害者福祉事業の取扱いについてこれ 1 つでございます。小項目を説明していきます。まず、いちばん最初に障害者福祉計画であります。こちら現在障害者福祉計画こちらのほうは大野圏域の計画が存在しております。平成 16 年度から新たな 5 力年計画、こちらが福祉事務所の取りまとめで現在作成中であります。新市において市の新計画を策定するということになるわけですが、この計画の中に引き続き運用していくことが望ましいのではないかと議論が専門部会で行われたところでございます。

続けて 2 番目が身体障害者支援費支給事業ということで、2 番目をまとめさせていただいております。こちらは、ご案内のとおり、平成 15 年度からこの制度は始まっております。説明といたしまして、5 ページのほうにその大体的内容を載せています。5 ページの左側に支援費制度の主旨、基本的仕組み、関係者の役割を載せておりまして、右側が支援費制度の対象となるサービス。こちら一番大きな形の分かりやすい表であるのですが、このようなサービスが対象であるということでございます。こちらが制度として始まったということでもあります。

1 ページに戻っていただいて、3 番目が給付等ということでまとめさせていただいております。こちらの中でも国または県の制度として行われているものが大変多ございます。その中で 1 ページの一番下補装具助成事業。こちら三重町で単独で行われている分がございいます。

2 ページお聞きください。手当・年金等としてまとめさせていただいている分です。

一番最初の特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当こちらが国県制度であります。その下、障害福祉年金等ということでまとめさせていただいたところではありますが、福祉年金それぞれ各町村の間でこのようになっております。

福祉年金として介護手当というものを下のほうに載せているわけではありますが、1 つ留意事項といたしまして三重町のほうの平成 15 年度より廃止ということが載っておりますが、こちらがあとから出てまいります。障害者等居宅生活支援事業、利用者負担金助成事業を創設ということになっております。こちらまた後ほど説明したいと思っております。

その次が 5 番目、医療等とありまして、国県制度がまだ続くわけでございますが、一番下の重度心身障害者医療費助成事業。こちらの対象者に若干差異がございいます。

続きまして 3 ページ 6 といたしまして、障害者援護施策ということでまとめさせていただきます。こちら側の国県制度が多いわけでございますが、その下のほう下から 3 番目あります。精神障害者デイケア等交通費助成事業。こちらが助成しているところ、していないところがございいます。その下、心身障害者タクシー料金の助成、大野町で行われております。

続きまして 4 ページをお聞きください。国県制度がまだ続きまして、上から 3 番目障害者生活支援事業、こちらが緒方町を除く大野郡 7 力町村で障害者生活支援センターサライを設置という中身でございます。手話ボランティアの養成、こちらが行っているところ行っていないところの差異がございいます。

その他の取り組みといたしまして、犬飼町で大分県身体障害者体育大会出場選手の助成金というものがございいます。

そしてその下が利用者負担助成金ということで載っておりますが、先ほど申した分であります。障害者等居宅生活支援事業、利用者負担金助成事業。こちら対象事業が載っております。そのようなサービスを受けた方の利用者負担金についての助成。こちらのほうが始まっているということでもあります。

障害者の福祉事業につきましては、ご覧いただきましたように、大部分が国や県の制度に基づいて実施されているものであります。国または県の制度に基づいて実施している事業については、新市においても引き続き実施することが望ましいであろうという意見がございいます。また障害福祉年金等や三重町の利用者負担金の助成事業に代表される町村独自

の事業については、障害者の基本法または身体障害者福祉法等障害者の自立や社会参加。こちらのほうの趣旨や目的に沿った効果的な制度として統一をするべきである。という意見が出されたところであります。以上まとめまして、いちばん最初の調整の具体的な内容であります。

まず といたしまして、障害者計画については、新市において策定し制度の充実を図る。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。

といたしまして、国または県の制度に基づき実施している事業については、新市において引き続き実施する。障害者福祉年金等町村独自の事業については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として実施するように合併までに調整する。以上をご提案いたします。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、協議第 29 号障害者福祉事業の取扱いについて事務局のほうから説明を申し上げましたが、何か質問等がございますでしょうか。よろこびますか。はい、ありがとうございました。

続きまして協議第 30 号健康づくり事業の取扱いについて事務局のほうから説明申し上げます。

事務局（民生部会関谷）

健康づくり事業の取扱いにつきまして、引き続き民生部会関谷のほうから行いたいと思います。

健康づくり事業の取扱いについて。協定項目は第 39 号であります。こちら中項目で 8 項目ございます。1 ページから 10 ページまでが協議内容でございまして、資料といたしまして 11 ページが報酬や賃金であります。参考資料です。12 番が委託料を載せております。

1 ページをお開きください。1 ページには中項目で 1 と 2 を載せさせていただいております。最初の 1 番が健康づくり事業の取扱いについてであります。こちらが施設の状況と各種計画、主に計画のところのポイントであります。こちら各種計画につきましては、各町村の現状や地域性が盛り込まれ、現在事業の実施中の計画が存在しています。新市で策定される計画には、その内容を是非反映させてほしいという意見が作業部会、専門部会であったところでございます。

続きまして 2 番目が救急医療体制の取扱いについてということで、一次救急二次救急ということで載っております。こちらが休日夜間急患センターの見直しの問題や緒方病院の関係、または在宅当番制や医師会との関連等諸問題が考えられます。その現状を踏まえた上で、総合的な検討が新市の合併時に必要ではなからうかという意見が出されたところでございます。

2 ページ目をお開きください。2 ページ目が中項目 3 母子保健事業の取扱いでございます。こちらが主に妊婦または乳幼児等の健診。その事業を載せさせていただいております。こちら現在町村によって実施の分、また対象者の数、この関係で差異が見られる対象年齢といえますか、月といえますか、その幅または開催の回数。こちらが違います。それは当然合併時には統一したので医療実施することが望ましいという意見が出されたところでございます。

続きまして 3 ページをお開きください。3 ページが中項目 4 番老人保健事業の取扱いであります。こちらが基本健診、各種がん検診等の健診。こちらが主な内容になっております。この各種健診の取り組みが新市になった場合、その対象者または内容が地域によって違うということは望ましくないのではないかと。委託先や医師の確保等調整に時間が要する面も考えられることがありますが、1 つの市になった時はやはり統一したサービスが提供される。このことが必要ではなからうかという意見が出されたところであります。

また、個人負担金。こちらに差異がございます。個人負担金については朝地町のほうで、無料で行っているところが大変多ございます。

しかし、その中で出された意見の中では、新市の状況や利用者負担の原則を考えますと、いくらかの個人の負担をしてもらうということは、いた仕方ないのではなからうかという意見が出されたところでもあります。またその中でリハビリ、機能訓練、ページで言いますと5ページの真ん中になりますが、その機能訓練については介護予防の観点も含め、今後も事業を継続していくことが望ましいのではないかという意見が出されたところがございます。

続きまして7ページをお開きください。中項目5番予防接種事業の取扱いです。各種予防接種こちらが出ております。予防接種につきましても合併までには調整し、合併したあと新市においては統一した内容で事業することが望ましい。また日本脳炎、二種混合、こちらの対応が個別接種と集団接種。真ん中のほうですけれども、2種類の対応があるわけですが、個別接種、こちらに関しましてはこの方法で調整することが望ましいのではないかという意見が出されております。

続きまして8ページ、中項目6番といたしまして結核検診事業の取扱いであります。内容はほぼ各町村とも同一であります。個人負担金の分で三重町が平成15年度より負担金有りということになっております。

その中で感染症の予防という点も考慮し、合併までに調整していくと、そのような話になっております。この結核検診事業につきましては、がん検診または基本健診。その時にセットといいますか、同時開催ということが大体どこも共通しております。

続きまして9ページは精神保健福祉事業の取扱いになります。精神保健福祉事業につきましては、先ほど申しました障害者福祉。こちらのほうと重なる部分があるのですが、主に相談、普及活動等こちらの健康づくりのほうで載せていると、そのようにご確認ください。この精神保健福祉事業につきましても、一遍に統一することが望ましいという意見が出されております。

留意点といたしまして専門部会案、幹事会案、ふたつ、その右側にあるわけですが、このただし書きのところに精神障害者通院医療費助成事業についてはということが載っておって、幹事会のほうではなくなっておりますが、そのただし書き以降につきましては国民健康保険事業、こちらの中の準備室の調整の中で行うということで、ここでは扱わないということになっております。そのようにご確認ください。

続きまして10ページ目が中項目8その他の保健事業の取扱いであります。この中で特に話ございましたのが、健康カレンダーについては引き続き行うという方向で調整を図ることが望ましいのではないかという意見であります。

その他の事業、一番下のほうですね。こちらに乳幼児栄養強化事業。こちらが大野町さんのほうで1つございます。その中身といたしましては、生後4月から12カ月までの乳児に対してミルク券の支給。こちらのほうが今残っているということでございます。

以上8項目ご説明したわけですが、この健康づくり事業については、事業内容に差異がないものは、現行の通り新市に引継ぎ、差異があるものは合併までに調整することを基本として、制度・事業の再検討を行う必要があると、そのような意見が述べられたところでもあります。

では、一番最初にお戻りください。調整の具体的内容であります。健康づくり事業については、事業内容に差異のないものは現行の通り新市に引継ぎ、差異のあるものは合併までに調整することを基本とし、制度・事業の再検討を行い、地域性と地域間の均衡に考慮しつつ質の高いサービスを目指す。健康づくり事業に関する各種計画については、現在策定されている計画を新市において策定する計画に反映させるものとする。救急医療体制については、現状を踏まえ新市において総合的に検討する。母子保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。老人保健事業については、合併までに調整し

新市において統一する。なお、個人負担金を要する事業については、金額を統一する。予防接種事業については、合併までに調整し新市において統一する。結核検診事業については、合併までに調整し新市において統一する。精神保健福祉事業については、合併までに調整し新市において統一する。その他の保健事業については、合併までに調整し新市において統一する。以上をご提案いたします。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第 30 号健康づくり事業の取扱いにつきまして、事務局のほうから説明を申しあげましたが、何か質問等がございますでしょうか。よろございますか。はい、ありがとうございます。続きまして協議第 31 号上下水道事業の取扱いにつきまして、事務局のほうから説明を申しあげます。

事務局（建設専門部会隈田原）

皆さん、こんにちは。建設専門部会を担当しております隈田原といたします。

私のほうから協議第 31 号、協定項目 45 1 号上下水道事業の取扱いについて（その 1）を説明、提案いたします。

まず上下水道の取扱いについては、一応水道事業、それと下水道事業、それと浄化槽の設置事業というのがございますが、浄化槽の関係につきましては、（その 2）で後日説明、提案という段取りになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず水道事業関係についてご説明申し上げたいと思います。

6 ページを先にお開きください。6 ページ左上、一応基本方針。これは水道事業関係、下水道関係を同じ文面にしております。上下水道事業については独立採算制が原則であると。各町村によって事業規模、運営制度、給水条件、使用料金等に差異がある場合があると。住民生活に極めて密接に関係し、かつ重要なものである。住民の生活に影響を及ぼさないように、制度の効率的な運用と円滑な統一について調整することが適当であるという形で、これを基本方針という形にしております。

続きまして水道の種類ですが、現在郡内で維持管理を町村が維持管理をしているもののみを記載しております。

まず、上水道になります。計画給水人口 5,001 人以上の水道。これは三重町のみでございます。簡易水道、計画給水人口 101 人以上 5,000 人以下の水道でありまして、朝地町を除く全町村でございます。

専用水道、これは寄宿舍・社宅等における自家用の水道ということで朝地町のみでございます。

根拠法令といたしまして水道法、地方公共団体は、水源及び水道施設、並びにこれらの周辺の清潔保持、並びに水の適正かつ合理的な使用に関し、必要な施策を講じなければならないという形で、ここに責務等が書かれております。

その下に地方公営企業という形で 1 番に水道事業、簡易水道を除くということで、これは三重町の上水道、これが地方公営企業の形で載っているということでございます。

先に先進事例をご説明申し上げたいと思います。上の北蒲原郡の合併協議会、それと養父郡の合併協議会。これは今年の 4 月 1 日の合併においての分でございます。

その下、富士河口湖町、あさぎり町、南アルプス市については、すでに合併を行っている分でございます。

あとで見ていただければ分かりますけども、大体水道料金については当分の間、現行の通りとするという方向、水道加入金等についても現行の通りという形が多いようでございます。

続きまして、合併市町村に対する財政措置という形で下に書かせてもらっています。公共料金の格差、これは水道料金等が入ってきますが、特別交付税による包括的財政措置が

講じられているという部分を書いてございます。

続きまして7ページをお開きください。上水道、簡易水道、専用水道の施設の状況でございます。

まず、三重町ですが、三重町には上水道それと簡易水道が3つございます。ただし3つの簡易水道、菅尾地区と松尾地区と川辺地区という簡易水道があるのですが、現時点で三重町、町のほうで維持管理、料金設定をしているのが菅尾地区の簡易水道のみでございます。松尾地区、川辺地区につきましては組合営と言う事で維持管理、水道料金等も組合が独自でやっているという状況でございます。

ただし、そこに書いてございますが、菅尾地区、松尾地区が平成16年度に上水道と統合という形で、これは施設も管も全部つないで上水道に統合という形になります。ですから三重町では16年度以降上水道が1つ、それと簡易水道として川辺地区が組合の管理という形となっております。ですから今後、資料といたしましては、三重町は上水道の料金と維持管理等のみについて調整の対象という形になっております。

その下のほうで町村営の普及率等見ていただければ分かりますけども、例えば三重町では71.1%、千歳村で81.1%、犬飼で97.7%という形でほぼ全域的な簡易水道もしくは上水道のものがあるというところもございませうれば、朝地町さんのように住宅、町営住宅のみの専用水道のみという形で21%という形もございませう。当然これはあくまで町村営の水道のみのことを記載しております。

その下のほうに給水原価、供給単価というものがございませう。給水原価というのは1立法メートルあたりどれだけ費用がかかっているかという金額でございませう。供給単価は1立法メートルあたりどれだけ収入があるかという形の数字でございませう。ですから供給単価のほうが多いところは黒字と申しますか、ある程度やっていきますよという形で、三重町さんの上水道、緒方町さんの簡易水道等がございませう。残りについては費用のほうが多くかかっているという状況でございませう。

続きまして8ページをお開きください。これは上水道、簡易水道、専用水道の平成14年度の決算状況でございませう。先ほど申し上げました供給単価、給水原価等の数字がこの中で他会計繰入金という形で出てきております。

以上のことを踏まえまして、1ページのほうに戻っていただきたいのですが、ここに各町村の水道料金を載せております。基本立法メートルも違いますし、当然基本立法メートルに対する金額も違います。これをどういう形で調整するかという形で、またちょっとめくっていただきたいんですが、9ページをお開きください。これは一般用の水道料金の算定資料でございませう。これを見ていただければ分かるように例えば10tのライン、15tのライン、20tのラインでも各町村ばらばらであり、なかなか調整ラインが見出しにくいというのが、ここで見て取れるというふうに思っております。

戻りまして2ページでございませう。2ページにつきましては各町村の手数料等が出ております。三重町さん、大野町さん、犬飼町さんにあつては水道手数料をいろんな形で載せておりますけども、手数料関係が全然ないというところもあるようでございませう。

続きまして3ページですが、料金の算定等を載せております。料金算定につきましては大体一緒でございませうが、犬飼町さんだけが2カ月で町全体を検針するというシステムをとっております。他のところは大体1カ月に1回の検針という形になっております。特別な場合の料金算定、臨時使用料の前納、料金の徴収方法等については大きな差異はないようでございます。

続きまして4ページをお開きください。給水加入金であります。給水加入金につきましても各町村大きくばらつきがあるという状況でございませう。その下の給水装置の工事の負担区分でございませうが、緒方町さんが給水装置の工事をする時に町が直接負担するというところでございませう。他の町村につきましては、工事自体は町村が行うのですが、申請者からその工事分の負担金を納めてもらうという形でございませうして、若干この辺で大きく違う

という形でございます。

続きまして5ページをお開きください。飲料水の給水施設の設置補助でございます。緒方町さん、朝地町さん、大野町さん、千歳村さんで現在ありますが、中身が若干違うということでございます。

残りの町村については飲料水の給水施設の設置補助等がないということでございます。12番給水装置の工事事業者の選定等についてもあるところ、ないところがあるということでございます。1ページに戻っていただきたいと思っております。

幹事会の案でございます。水道事業については、新市に移行し詳細は合併までに調整する。水道料金は現行の通りとし、新市において住民生活に支障のないよう、合併後5年を目途に調整しながら一本化を図る。手数料については、合併時に統一する。料金の算定方法等は現行の通りとし、水道料金一本化の時に統一する。徴収方法は三重町の例により、合併時に統一する。給水加入金・給水装置工事方法については、合併時に統一する。飲料水給水施設設置補助は、合併時に統一する。給水装置工事事業者の指定は、合併時に統一するというところで提案を申し上げます。

続きまして下水道のご説明を申し上げたいと思っております。下水道につきましては10ページから最後のページという形になりますが、まず13ページをお開き願いたいと思っております。

ここにまず基本方針、これは先ほどの上水道関係と同じでございます。その下に根拠法令として下水道法を載せてあります。その下のほうにやっぱり公共料金の格差調整に特別交付税による包括的財政措置が講じられるという部分の財政措置を載せております。

先進事例も先ほどの上水道関係の事例と同じ町村、もしくは協議会を載せております。あとで見ただけであれば分かると思っておりますけども、大体使用料についても現行の通りというのが多いようでございます。

続きまして14ページをお開きください。ここでまず下水道についてどういうものがあるかということで、大野町さんにつきましては特定環境保全公共下水道でございます。三重町さん、清川村さん、緒方町さんが農業集落排水事業という形でございます。その真ん中辺で総人口の普及率というものがございまして、緒方町さんが一番多く38%、あとは三重町さん1.35%という形で普及率が大変低いという数字になっております。15ページにつきましては各会計の決算状況を載せております。

それで10ページに戻っていただきたいのですが、協定内容でございます。

まず手数料でございます。手数料につきましては大野町さんが特定環境保全の公共下水道でございますので、ここに指定工事店の指定とか責任技術者の登録申請等と手数料が特別に設けられております。

使用料でございますが、使用料も例えば大野町さんは公共下水道については簡易水道の水道料で積算すると。他の町村でも基本料金世帯員割という形が、三重町さん、緒方町さんで大体似ているのですが、清川村さんについては単純に1人世帯がいくら、5帯世帯がいくらという形で、基本料金でなく世帯人で金額が決まってくるという形で、これもなかなか調整がしづらいのではないかとございまして。

続きまして11ページをお願いします。使用料の算定方法。先ほど申しましたものを書いております。特別な場合の料金についても大きくは差異がないのですが、やはり使用料の算定方法が違いますね。若干差異があるという形でございます。

徴収方法についても差異がございまして。維持管理方法ですが、三重町さん、清川村さん、緒方町さんではほぼ同じなのですが、大野町さんだけが若干違っております。大野町さんにつきましては公共下水道で大野郡下水道船団方式の推進協議会というのを設けておりまして、これには三重町さん、野津町さん、大野町さんが入っておるわけなんですけど、この協議会によりまして共同で最終汚泥の脱水処理を行っているという形でございます。これについては移動脱水車等を共同で買って最終汚泥の処理をしているという形でございます。大野町さんだけ若干方法が違うという形でございます。

続きまして12ページをお開きください。加入金ですが、加入金につきましても大野町さんは土地の面積で金額をはじき出す、緒方町さんについては、つなぎ込みの径ではじき出す、三重町さん、清川村さんにつきましては1戸あたりいくらという形で、これも大きく違っているという状況であります。

これらを踏まえまして10ページにお戻りください。幹事会の案でございます。

下水道事業については新市に移行し、詳細は合併までに調整する。手数料については、公共下水道は現行の通りとし、農業集落排水事業は合併時に統一する。使用料及び使用料の算定方法については現行の通りとする。維持管理方法は、公共下水道は現行のままとし、農業集落排水事業は合併時に統一する。使用料の徴収方法、工事の実施方法、費用負担は合併時に統一する。加入金は現行の通りとするということでございます。以上提案申し上げます。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第31号上下水道事業の取扱いにつきまして、事務局のほうから説明を申し上げましたが、何か質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

各委員

はい。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。それでは以上を持ちまして協議事項、議案、それから協議、それから新規提案に対しては終わりたいと思います。その他につきまして、今後のスケジュールについて事務局のほうから説明を申し上げます。

赤嶺事務局長

それでは資料の5ページをお開きください。

次回第10回の協議会につきましては、2月26日、大野町の中央公民館で午前10時から開催をしたいというふうに思っております。

6ページをご覧いただきたいと思います。協定項目を協議会にかけるスケジュールということで、変更3回目ということでそこに載せておりますが、次回の提案予定、6ページの下の方からですが、6ページ、7ページであります。次回の提案事項が非常に多ございます。それで10時からの開催をさせていただきたいと。

この中で議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、小委員会で結論が出ました時にご提案をしたいということであり、小委員会が2月16日の予定をしておるところであります。そこで結論が出た時にご提案をしたいということ、その他提案項目が非常に多いということで、本日ご提案をしまして4案件プラス次回の提案というのを考慮した時に10時からの開催ということにさせていただきたいというふうに考えております。それ以降、今のところほぼこういう状況で提案を申し上げたいということが大分固まってきておりますが、1、2点前後するという可能性も残っております。最終的には7ページをご覧いただきたいんですが、新市建設計画を4月8日の提案とし、6月10日の結論ということにさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして8ページをご覧いただきたいと思います。2月10日現在の予定表でございます。2月26日の第10回の協議会を大野町の中央公民館ということで、9ページですが、3月は各町村の議会が開催されます。

ここで3月の11日の協議会であり、千歳村役場で行う予定のところ、清川村村議会開会予定とありますが、これは12日からの開会予定ということであり、1日延びた

上での清川村議会が開会する。そこで清川の議会が 19 日までとなっておりますが、19 日というのは予定でありまして、まだ最終的には固まってないというふうにお聞きをしておりますので、ご訂正をお願いしたいと思います。各町村議会が開かれず関係上、専門部会、作業部会、各種会議につきましては議会期間中には 5 時以降ということ想定されるかと思いますが、どうぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。以上です。

芦刈会長

はい、ただ今、今後のスケジュールにつきまして事務局のほうから説明がございました。質問がございますでしょうか。

よございますか。

はい、以上で議事の中で議案としていっておる協議事項として継続協議分 1 件、それから審議提案 4 項目の説明を申し上げました。委員の皆さん方の議事の進行にご協力と感謝を申し上げまして、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

司会（赤嶺事務局長）

はい、ありがとうございました。それでは最後に閉会のごあいさつを副会長の千歳村議会議長であります高野健治議長によりしくお願いいたします。

高野副会長（千歳村議会議長）

大変長時間、皆様ご苦勞様でございました。第 9 回大野郡 5 町 2 村合併協議会を終わります。ありがとうございました。

議事録署名委員

三重町議会議長

千歳村
新市まちづくり委員長

書 記